

令和6年度山形県ヤングケアラー支援体制強化事業業務委託

公募型プロポーザル企画提案募集要領

1 趣旨・目的

ヤングケアラーとは、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童をいい、そのことによって児童の福祉が阻害されたり、支援が必要であっても、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないなどといった理由から表面化しにくい構造となっている。ヤングケアラーを早期に発見し適切な支援につなげるためには、福祉、介護、医療、教育などの様々な分野が連携し、積極的なアウトリーチによる支援を行う必要がある。

そのため、市町村をはじめとする関係機関に対する相談支援や助言、関係者等への研修、地域の関係団体等との連携推進などを行うヤングケアラー・コーディネーターを配置し、地域におけるヤングケアラーへの支援体制の強化を図ることとする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和6年度山形県ヤングケアラー支援体制強化事業業務

(2) 業務内容

令和6年度山形県ヤングケアラー支援体制強化事業業務委託仕様書（基本仕様書）（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(4) 企画提案に係る提案上限額

11,684,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募できる事業者は、以下の項目全ての要件を満たす者とする。

- ① 山形県内に主たる事務所を有すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しない者であること。
- ③ 申請日において、山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。なお、山形県競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、滞納がないものと見做す。
- ④ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- ⑤ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止基準に該当しないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑦ 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められる者。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に

実質的に関与していると認められる者。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき更生及び再生手続きをしていないこと。

（2）失格事項

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出書類受付期限までに所定の書類が整わないとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書がこの要領で示した要件に適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ⑤ 提案の内容が県の提示する提案上限額を上回るとき

4 参加申込書の提出

本公募型プロポーザルに参加する者は、以下のとおり参加申込書を提出すること。

（1）提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 事業者に関する概要書（様式第2号）

（2）提出期限

令和6年2月27日（火）

（3）提出方法

提出書類に必要な事項を記入のうえ、持参、郵送又は電子メールにより提出すること（提出期限必着）。

※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）とする。

※郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。

※電子メールの場合は、件名を「ヤングケアラー支援体制強化事業企画提案参加申込（法人名）」とし、電子メールの送信後、「11 担当部局」あて電話で当該電子メールの受信確認を行うこと。なお、データのファイル形式はPDFとする。

（4）提出先

「11 担当部局」に提出すること。

5 質問の受付

（1）質問方法

質問書（様式第5号）により、「11 担当部局」あてに電子メール又はFAXで提出すること。

※電子メールで質問を行う場合は、件名に【ヤングケアラー支援体制強化事業業務企画提案に関する質問】と明記すること。

（2）受付期限

令和6年2月22日（木）

(3) 回答

質問に対する回答は、全ての参加者に対し行う。

ただし、質問の内容が質問者のみに関わるものについては、当該質問者に対し回答する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

① 企画提案書（様式第3号）…6部

※提案は、1事業者につき1提案とする。

※A4版片面刷（カラー/モノクロいずれでも可）とし、製本せずクリップ留めとすること。

※企画提案書の記載内容は、「企画提案書に必要な記載事項」を参照すること。

② 経費見積書（様式第4号）…6部

(2) 提出期限

令和6年3月8日（金）

(3) 提出方法

提出書類に必要な事項を記入のうえ、持参、郵送又は電子メールにより提出すること（提出期限必着）。

※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）とする。

※郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。

※電子メールの場合は、件名を「ヤングケアラー支援体制強化事業企画提案書（法人名）」とし、電子メールの送信後、「11 担当部局」あて電話で当該電子メールの受信確認を行うこと。なお、データのファイル形式はPDFとする。

(4) 提出先

「11 担当部局」に提出すること。

7 企画提案の審査及び選定

(1) 審査方法

① 山形県が設置する企画提案審査委員会において、提出書類及びプレゼンテーションにより総合的に審査する。

② 評価は、審査委員が別紙「企画提案審査基準」に定める審査項目、審査の視点、配点に基づき採点し、得点の合算が最も高い提案者1者（以下「最優秀者」という。）と次点の提案者1者を選定する。ただし、提出されたすべての提案の内容について、契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀者を選定しない場合がある。

③ 提案者が1者のみである場合でも、審査委員会の評価を行い、提案の内容が契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときのみ、当該者を最優秀者として選定する。

④ 審査委員の採点の合計が、配点の合計の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

⑤ 提案者がいない場合は、本プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、あらためて募集を行うものとする。

(2) プレゼンテーションの実施

企画提案の内容について、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

① 実施日

令和6年3月中旬～下旬に実施予定

② 実施方法

- ・提案者からの説明 20分（予定）
- ・審査会委員からの質問 15分程度（予定）

※提出した企画提案書に基づき、ポイントを絞って説明すること。

※詳細は、提案者に別途通知する。

(3) 審査結果の通知及び公表

企画提案審査委員会による審査の終了後、速やかに各企画提案者に選定結果を書面にて通知するとともに、審査結果概要を県ホームページ上で公表する。

8 契約等

(1) 契約締結

- ① 審査結果に基づき、最優秀者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- ② 最優秀者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀者が「3（2）失格事項」に抵触し、失格であることが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、審査会において次点の評価を受けた事業者との契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

(2) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

(3) 契約内容

契約書に定める業務内容は、企画提案書に記載された内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、別途協議のうえ、企画提案書の内容を一部変更して契約することがある。

9 プロポーザル実施スケジュール

日 付	内 容
令和6年2月15日（木）	企画提案募集開始（県ホームページへの掲載）
令和6年2月22日（木）	質問書提出期限
令和6年2月27日（火）	参加申込書提出期限
令和6年3月8日（金）	企画提案書等の提出期限
令和6年3月中旬～下旬（予定）	プレゼンテーション、企画提案審査委員会
令和6年3月下旬	審査結果通知

10 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 企画提案書等の作成、提出等に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (3) 提出期限後における企画提案書の再提出、差し替えは原則認めない。
- (4) 参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第6号）を「11 担当部局」に提出すること。
- (5) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。

11 担当部局

山形県しあわせ子育て応援部子ども家庭福祉課 児童養護担当（県庁4階）

住 所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電 話：023-630-2259／F A X 023-632-8238

Email：ykodomokatei#pref.yamagata.jp

「#」の部分「@」に変えて送信してください。